いて軽微な変更を加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあっては、第三十条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定するものを申請書に添えるものとする。

3　［略］

（検定等及び型式の承認をすべき期限）

第七十一条　［略］

2　前項第一号ハ（2）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわらず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3　［略］

（表記）

第百十八条　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（検定公差）

第百八十二条　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（構造検定の方法）

第百八十三条　質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（性能）

第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（器差検定の方法）

第二百四条　質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（性能に係る技術上の基準）

第二百十一条　質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（使用公差）

第二百十二条　質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（性能に関する検査の方法）

第二百十三条　質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］

三	自動捕捉式はかり　日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書

軽微な変更を加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあっては、前条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定するものを申請書に添えるものとする。

3　［略］

（検定等及び型式の承認をすべき期限）

第七十一条　［略］

2　前項第一号ハ（3）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわらず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3　［略］

（表記）

第百十八条　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（検定公差）

第百八十二条　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（構造検定の方法）

第百八十三条　質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（性能）

第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（器差検定の方法）

第二百四条　質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（性能に係る技術上の基準）

第二百十一条　質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（使用公差）

第二百十二条　質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（性能に関する検査の方法）

第二百十三条　質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二　［略］［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。